

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2525号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

「ディベート」という教育用の討論がある。ある論題について、「肯定派」と「否定派」に分かれ、一定のルールのもとで議論を戦わす。自陣営の主張を論証できたほうが勝ちだ。裁判を思い浮かべればよい。その昔オックスフォード大学とケンブリッジ大学が伝統の一戦で、「地球は平らだ」という論題で争ったとき、なんと肯定派が勝ったという。「地球は丸い」と誰もが教わるが、「証明するのは意外に難しそうだ。」

その「地球は平らだ」論、厳密にいうと「世界は平らだ」論が、いまアメリカで脚光を浴びている。ニューヨークタイムズの記者が書いた同名の本が、ベストセラーになっているのだ。著者は、ITのメッカ「インドのバンガロールに旅をする。そこで地球の反対側、インドのテレ



しらさぎ(北海道)

ホンセンターに詰める若者たちが、アメリカ訛りの英語を習得して、アメリカの消費者からの問い合わせに対応するのを目の当たりにする。あたかも隣町にいる電力会社やパソコンメーカーの窓口担当者のような様子で、実に巧みにこなす姿に衝撃を

世界は平らだ!

NHK解説主幹 今井 義典

受ける。いわゆる「アウトソーシング」である。ITの発達の結果、世界のどこにいようと、その人に能力や知恵があれば、グローバルな経済競争に参加する機会が平等に与えられる、それを「世界は平ら」になったと著者はいう。「インドは英語がで

きるから例外だ、日本は関係ない。なんて考えたら大間違い、アメリカの大手パソコンメーカーの日本人顧客向けのテレホンセンターはお隣中国の大連にあるのだ。

モノの世界はヒトより先にどんどん平らになっている。最近世界中で爆発的に売れている米アップル社の「iPOD」という携帯プレーヤーの主要な部品は日本製だが、その一つは長野県穂高町にある小さなメーカーが供給している。平らになった世界では、どこの国の製品か、どこのひとの作業か、議論すること自体意味がなくなりつつある。

グローバル化で幕を開けた21世紀、ますます平らになっていく世界で、日本は太刀打ちしていけるだろうか。若者たちの感性と努力に期待するほかはない。

もくじ

政 策	新たな基本計画に基づく攻めの農政「平成16年度食料・農業・農村白書〔解説〕」...	(2)
フォーラム	せせらぎ遊園のまちづくり = 滋賀県甲良町	(5)
情 報	カプセルNOW&NEW	(8)
情 報	新任都道府県町村会長の略歴	(9)
随 想	日本一の産地をめざして!	(10)
情 報	政策レーダー	(12)

解説

平成16年度 食料・農業・農村白書

新たな基本計画に基づく
「攻めの農政」へ農林水産省大臣官房情報課
情報分析室長

西岡 篤彦

1、食料自給率向上のための
重点的な取組の推進

12年に策定された前基本計画では、22年度の総合食料自給率（供給熱量ベース）の目標を45%と設定したが、10年度以降6年連続で40%と横ばいで推移している。この要因としては、米、野菜の消費が減少する一方、肉類、油脂類の消費が増加するなど、バランスの崩れが改善されておらず、望ましい食料消費の実現に至っていないこと、生産性の向上、担い手の育成・確保、効率的な農地利用等が十分に進まず、多くの品目で生産努力目標の実現に至っていないことなど、食料消費、農業生産両面での課題の解決が不十分であったことが挙げられる。

このため、新たな基本計画では、少子高齢化の進展や食の安全の確保などの新たな課題をも踏まえつつ、食料消費、農業生産の面における重点的な取組事項を明確化した。その

政府は、平成17年5月、「平成16年度食料・農業・農村白書」を取りまとめた。今回の白書は、3月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下、「基本計画」という。）に沿った今後の農政改革の基本方向について、国民的な関心と理解が深まることを狙いとして作成されており、食べる側の「食」と生産する側の「農」の距離が拡大している実態とその要因、最近の情勢変化の実態や今後の政策課題が明らかになるように努めている。以下では、白書の主なポイントを取り上げて概説する。

表 - 1 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

	重点的に取り組むべき事項
消費面	<ul style="list-style-type: none"> ① 分かりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開 ② 米をはじめとした国産農産物の消費拡大の促進 ③ 国産農産物に対する消費者の信頼の確保
生産面	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進 ② 食品産業と農業の連携の強化 ③ 担い手への農地の利用集積、耕蓄連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用の推進

資料：農林水産省作成

上で、27年度における総合食料自給率目標を供給熱量ベースで45%、生産額ベースで76%と設定した（表・1）。食料自給率の向上の取組は、政府

だけでなく、農業者、食品産業事業者、消費者など、食にかかわるすべての人たちが適切な役割分担のもと、主体的に取り組むことが不可欠となっている。また、食料自給率は国民一人ひとりの食生活の実態や地域ごとの食料消費・農業生産の積み重ねであることから、例えば地方公共団体ごとの食料自給率や地産地消の取組目標の設定、食育、米飯給食の一層の普及・定着等、地域ごとの特徴を活かしながら全国的規模で取組を推進していくことが重要となっている（事例1）。

事例1・地方公共団体において独自に目標を定めて食料自給率の向上を図る取組

福島県会津若松市では、14年4月に「会津若松市食料・農業・農村基本条例」を施行し、同条例に基づく「アグリわかまつ活性化プラン21」のなかで品目別の食料自給率目標等を設定。同計画に沿って地産地消運動を展開し、協力農家の生産状況や販売店等の地場産品の利用状況を同市のホームページ等を通じてPR活動を行うなど、地域内自給率の向上の取組を推進。

2、国産の強みを活かした農業生産の展開

「食」と「農」の距離が拡大するなかで、国内農業の持続的な発展を図るためには、農業の構造改革の加速化とともに、消費者や実需者が求

政 策

めている安全性や品質、おいしさなどの多様なニーズに対して、国産の強みを活かして主体的にこたえる生産体制へと転換することが不可欠である。今回の白書では、その取組の方向性について、多角的に取り上げている。

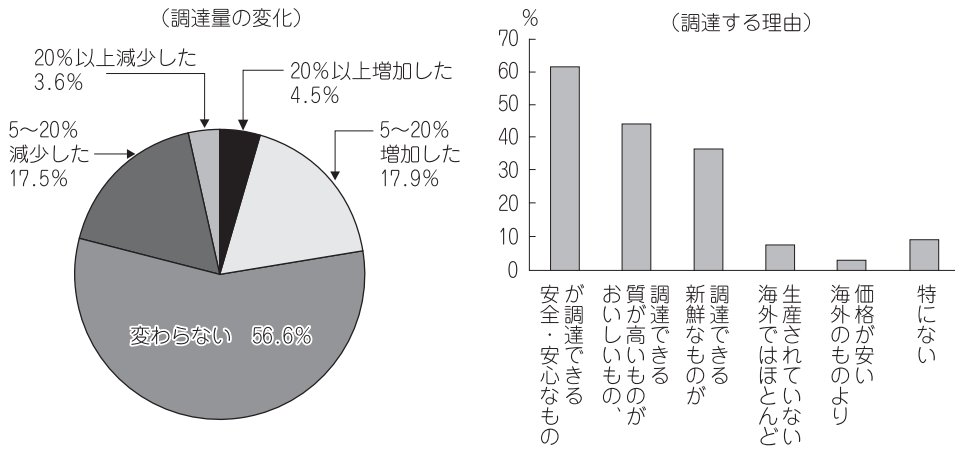
食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組

食の安全及び消費者の信頼の確保に向け、食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及するトレーサビリティ・システムの導入や、農産物の生産段階における病原微生物や異物混入等の危害対策等を定めておくGAP（適正農業規範）の取組が進められている。これらの取組は、国内の生産者や産地における意識改革、差別化の鍵となる可能性があることから、積極的な推進が重要となっている。

国産の強みを活かした地域ブランド化の取組

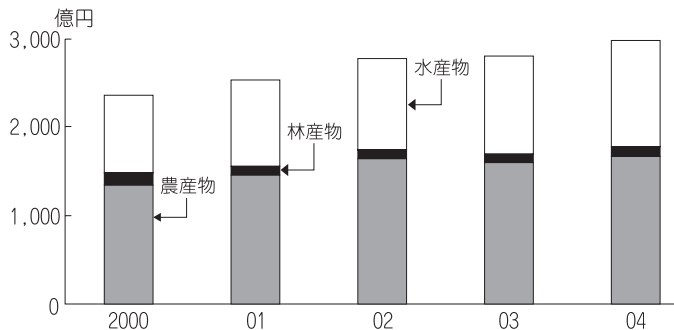
各地域では地域固有の品種を活かした新品種の育成、独自の生産方式や基準による品質の維持、販路や市場の開拓等、地域ブランドの確立に向けた取組がみられるようになってきている。このため、認証制度や品質管理制度の確立、購買対象層の明確化、地域のイメージづくり等の販売戦略の構築、新品種や商標等の知的財産の保護制度の活用により、地域の取組を支援することが重要となっている（事例2）。

図 - 1 食品産業における国産農水産物の調達状況



資料：農林漁業金融公庫「食品産業動向調査」（16年2月公表）

図 - 2 我が国の農林水産物・食品の輸出額の最近の推移



資料：財務省「貿易統計」

事例2：地域ブランド化に向けた取組
沖縄県名護市の農業生産法人Aは、沖縄在来種を利用した豚に天然水やヨモギ、海藻等の飼料を与えるなど、工夫を凝らしたこだわりの管理方法で飼育。14年には商標登録も行い、販売面では、食品見本市や報道機関の取材等に積極的に対応。加

工部門と連携して発色剤未使用のウィンナーを生産するなど、販路拡大も行っている。

食品産業の需要にこたえる取組
食の外部化が進展する一方で、国内の生産者や産地が食品産業のニーズに十分対応できていないこともあり、加工や外食に仕向けられる国産農産物の割合は低下傾向で推移している。しかしながら、消費者の国産志向は外食においても強まりがみられ、食品産業においても国産品の調達量を増やす動

農産物輸出の取組

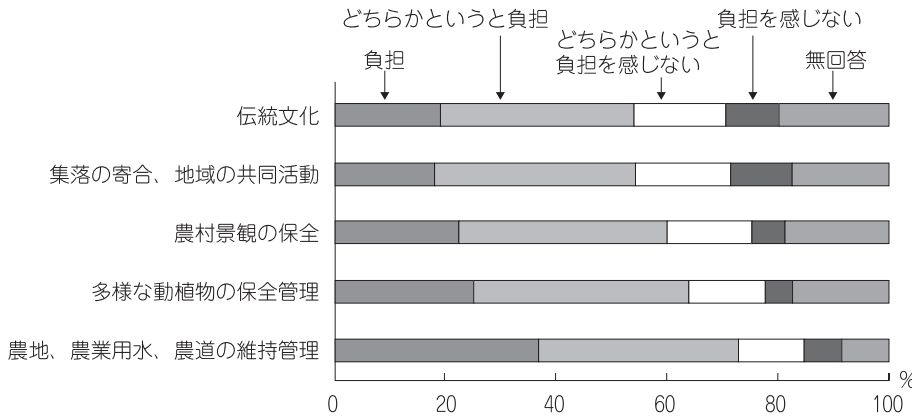
近年、日本製品のブランドイメージの高さを活かし、経済発展により購買力が向上しているアジア向けを中心に、農産物輸出に取り組む動きが各地で現れている(図・2)。我が国の「攻めの農政」の柱の一つである農産物輸出を推進していくために、事前の徹底した市場調査、現地の販売・流通体制の整備、日本の食文化と関連付けたブランドイメージの確立等、民と官が一体となった輸出促進の取組が重要となっている。

3、地域資源の積極的な活用による活力ある農村の創造

少子高齢化の進展に伴い、我が国の人口は18年をピークに減少過程に入ると予測されているが、地方圏では既に29の道県で減少に転じている。また、老年人口の割合も高くなり、今後、地域社会の活力やコミュニティ機

政 策

図 - 3 農村の有する資源を維持するための活動参加への負担感

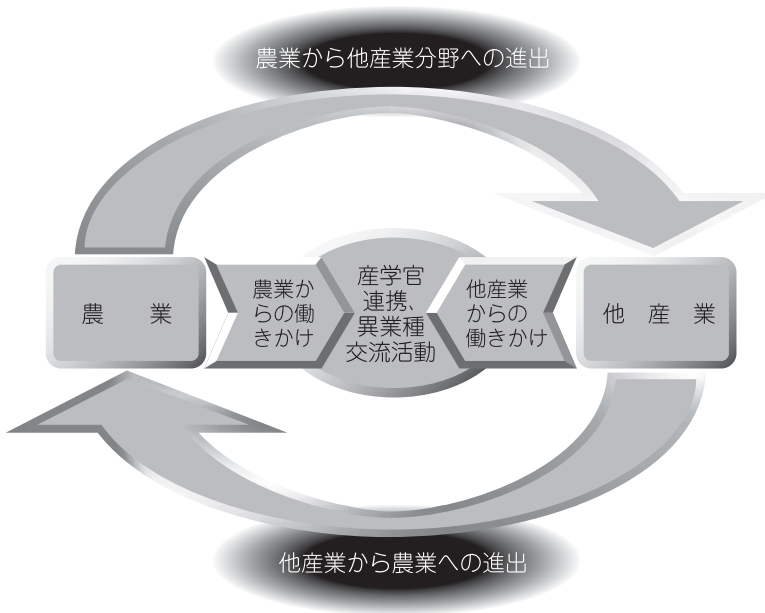


資料：農林水産省「農村の地域資源（農地、農業用水等）の維持管理に関する農家の意向調査」（17年2月公表）

能の低下等が懸念されている。なかでも、農村地域では、離農、混住化の進行等により集落機能が維持困難になる農業集落も増加している。例えば、農業用水や農道を集落全戸で管理している割合が減少し、農家だけで管理する割合が増加している。このため、農地や農業用水等の管理について、農家の負担感が増加している（図・3）。

事例3…農業者と地域住民等が連携した資源保全管理の取組
三重県勢和村では、農業者と地域住民との協働によるあじさいの植栽運動をきっかけに、「あぜみちとせせらぎ」づくり、あじさいまつり、ピオトープ、里山ウォーキング、用水路でのマストリ等による地域づくり活動を展開して

図 - 4 農業と他産業の関係の深まり



資料：農林水産省作成

今後、これらの動きに国民が主体的に参画していくことが、農業、農村を次世代へ継承していく上で極めて重要となっている。このためには、新たな基本計画のもとでの国民参加型の取組の促進に向けて、行政や関係機関・団体、農業者や食品産業者等が連携・協力しながら、国民参画の身近な機会や場をいかに提供していくかが鍵となっている。

また、厳しい地方経済のもと、農業を含めた地域の各産業が連携し、農業・農村を地域共有の資源として活用し、地域経済の活性化を図ろうとする動きも各地で現れている（図・4）。

4、国民の参画と具体的行動を通じた農政改革の実現
「食」と「農」の間には距離が存在しているが、食料と農業・農村は、その一体性が確保されてはじめて、国民生活における使命が発揮されるものである。その一体性の確保のためには、「食」の川下部門と「農」の川上部門の間で、財やサービス、人材、資金、情報のやりとりが活発化することが重要である。最近では、地産地消、農業と食品産業の連携、農産物直売所、農業と異業種の連携などの動きが出現している。今後、これらの動きに国民が主体的に参画していくことが、農業、農村を次世代へ継承していく上で極めて重要となっている。

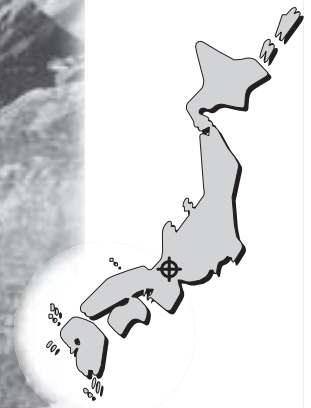
フォーラム

●町村独自の地域振興事例紹介●

現地レポート

せせらぎ遊園のまちづくり ～農村がもつ潜在的自治力の回復をめざす～

せせらぎ水路は、子どもたちをたくましく育て



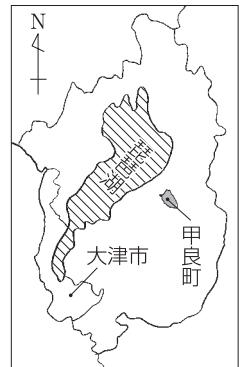
滋賀県

こうらちょう
甲良町

▼甲良町の背景
今から、25年前になるだろうか、甲良町は、なかなか合意形成が進まない閉鎖的な町政運営、赤字再建団体まであと一歩という財政危機を迎

1990年、「躍進するせせらぎ遊園のまち」を合言葉に、町内14カ所で農業用水の分水工（用水を吐き出す施設）を親水公園にしたほか、沢ガニやホタルが棲む集落内水路整備、カブト虫や小動物が棲むことができる森整備などを、住民と行政が手をたずさえながら行っている。先人の卓抜した水利技術を生かし、町内を細やかに流れる多機能をもった用水路をモチーフにした、快適で豊かな「しっとり」としたまちづくりといえる。

▼町の概要
滋賀県甲良町は、琵琶湖の東部・湖東平野にあり、滋賀県の中央部を占める犬上郡のほぼ中央に位置し、鈴鹿山脈から琵琶湖にむかって拓けた地域。人口8400人で減少傾向にあり、面積1366ヘクタール、集落数13と、さほど大きくない平地農村である。



フォーラム

住民が水車を設置、ゴミは毎日掃除される



水路は時に学びの空間にもなる



え、町民や職員もあきらめムードの混沌とした暗い状態であった。しかし、その暗いイメージがこれではいけないといった町を変えようというエネルギーとなり、当時39歳であった私が、町長選挙に出馬し、初当選を果たしたのは、この憂慮した町民勢力があったからにはかならないと考えている。

つまり、町行政の変革をせまり、住民主体の行政運営へと転換をめざそうとする政治的背景があったことに重要な意味を持っている。(心理的背景)

また、1981年に圃場整備計画、1983年に集落内水路のバイブライン化による用水改良計画が提示されたが、それが実現してくるにつれて、住民の間から、それまでの良好な農村らしい景観と生活環境が損なわれるのではないかという危機感がわきあがってきた。(実態的背

景)

こつした背景は、自らの地域を他人に委ねることなく、一部の人のまちづくりから全体へのまちづくりへ、住民や行政職員に、田舎である甲良町を見直すこととする地域への誇りと愛着を取り戻す取り組みのきっかけとなった。

まさに、せせらぎ遊園のまちづくりは、自らの手で地域を浄化させる内発的な住民の志によって支え続けられていると信じて疑わないものである。

▼まちづくりの切り口にした公共事業

まちづくりの切り口は、ズバリ、「公共事業」である。住民の身近な生活空間である道路や水路、公園などを整備するにあたってこれまでは、行政担当者の設計をもとに地域関係者と協議しながら進めてきたことに

対して、実際、日常的にその空間を使う地域住民がまず、簡単な絵などを描くことによる整備計画段階から住民参加を促す中で、その体制と手法を住民と行政が共に求めたことである。

特筆すべきことは、そのプロセスに大学教授など専門家による学習機会が盛り込まれ、住民と行政が共に高まる「学習のプロセス」を通じて、まちづくりの質を高めたことにある。

▼まちづくりは学習と実践のプロセス

1990年に、第1次総合計画を策定し、「せせらぎ遊園構想」を提示する中で、農村景観の保全・整備を最優先し、住民参加のまちづくりの方向を行政の基本姿勢として打ち出した。

その姿勢のもとに、「ふるさと創生事業」後、町内13集落に一律百万円を交付して「花いっぱい運動」と「集落の顔づくり」という住民自らの手によるむらづくり推進を支援する事業を行った。結果的に、この事業は今日まで継続して行われており、このことは、個性ある各集落のむらづくり活動を継続させているひとつの原動力になっている。

同時に、この事業推進によって集落と行政が、情報を共有し、集落課題を共同に解決するための実践機会となつて注目に値している。

また、1988年に農林水産省で創設された「農業水利施設高度利用事業」「水環境整備事業」を導入し、

地下パイプラインによって供給される農業用水の分水工を利用して、滝「湧き水」などを設けた親水公園を14ヶ所に設置し、集落内水路7路線の景観整備事業を行った。さらに、「ふるさと創生事業」を引き継ぐ「地域づくり推進事業」(1990年から92年)により、圃場地区内の樹木を残して「虫たちの森」として3カ所を保全し、ふるさとの道路景観整備として6路線を整備した。これらの事業によって、住民が思い描く「集落の将来像」が絵に描いた餅に終わることなく実現していったことは、住民と行政職員のやる気と自信づくりにつながっていることの意味は大きい。

つまり、年数を重ね、試行錯誤を重ねる中で成長し続けている住民主体のまちづくりとは、住民と行政が共に悩み、知恵を出し合う地域学習と実践プロセスそのものである。

▼「むらづくり委員会」と「せせらぎ遊園現整」

「むらづくり委員会」とは、1990年に町行政から集落に呼びかけ、現在、全集落に組織されている。

集落間で多少の違いはあるが、従来の集落役員組織を補充する諮問的組織としてだけでなく、実践活動組織としても多様な住民が参画でき、いろいろ提案を柔軟に受け止めながら活動が行われている。

組織面では、多くの集落が総務委員会(委員長、各部長で構成)に区長が入り、意思決定を行い、その

フォーラム

下に各事業を行う実行部隊として部
会が設置されている。さらに、区長
以下役員の任期が1年に對して、む
らづくり委員の任期は2年から3年
と複数任期となっている。

活動面では例えば集落計画作成で
も、住民が一番知りたいところの集
落のどの場所が、どれぐらい経費
(地元負担)が必要で、何時ぐらいに
整備が行われるのかなどがきめ細か
に記す集落も出はじめている。これ
は、各戸から負担を強いる時に、執
行部の説明責任、住民間の合意形成
を図るために重要なことであり、確
かな自治が営まれていると言つて過
言ではない。

今日、自立的なむらづくりが行わ
れているが、最初からうまく事が運
ぶわけなく、各集落とも試行錯誤を
繰り返している。そういった中、む
らづくりリーダーを養成するため
に、「せせらぎ夢現塾」という学習機
会を設けた。

大学教授など専門家を講師に迎
え、集落公民館で講座やワーク



まちづくり協議会は学習の場

ショップ、国内の先進事例視察など
塾生と先生が膝を付き合わせながら
の地域学習会(機会を削除)は、同
時に、各集落のむらづくり活動の質
を高め、継続的な取り組みへと拍車
をかけたといえる。そして、専門家
との関係は16年経過した今日も続い
ている。

▼新聞に紹介されたせせらぎ
遊園のまちづくり

平成7年12月18日には、読売新聞
の社説に甲良町のまちづくりがとり
あげられた。タイトルは「広げたい
自助と連帯の活動」で、その中で、
甲良町のような取り組みは、「地域
に生じた共同の役務課題を自主的に
解決する地方自治の原点ともいうべ
き行動と評することができる」。さら
に、「地方分権論議が盛んだが、甲良
町のような成果は、住民自らが行動
をおこすことが住みよいまちづくり
にとって何よりも先決である」とく
くつている。

さらに平成14年7月22日には、朝
日新聞の私の視点に投稿された千葉
大学教授大森彌彌先生は、この中で
「例えば滋賀県甲良町は、3年後の
合併を前に住民自治の基盤を固めて
おこうとまちづくり条例を準備し、
13集落の自治組織に約1000万円の
交付金を渡し、「地域起こし」を奨励
している。【中略】地域自治への息吹
を感じる事ができる。こうした試
みは、自立した活動主体と相応の権
限を制度化することで、さらに発展
する」と論じられている。

これら新聞記事は、分権社会を構
築する上で住民の身近な暮らしと関
りの深いコミュニティの在りようが
重要なのだと投げかけられているの
ではないかと思えて仕方がない。
甲良町のせせらぎ遊園のまちづく
りは、このコミュニティの在りよう
や具体的にとどのようにつれていくの
かを考える上で、参考になるのかも
知れない。
つまり、農村における自治力を問
い直し、新しく回復させることが求
められているのである。

▼志高くまちづくり条例を制定

甲良町まちづくり条例は、施行さ
れてから、2年目を迎える。
その条例の「前文」には、古くか
ら豊かな農村環境や地域文化によ
り、各集落ごとに「自治の力」を培っ
てきたこと、部落差別という人権問
題に直面する中から、お互いを認め
合うことの大切さを学んできたとい



▼追い風が吹くであろう地域
自治

三位一体の改革、第27次地方制度
調査会答申など、地方自治をとりま
く情勢は大きく変わろうとしてい
る。

今後、いかなる時代を迎えるにお
いても、求められてくることは、こ
れまで、役所が一手に担っていた
「公」を民間やNPOなどが担うこと
による「新たな公」をいかにデザイン
するか、そして、市町村合併によつ
て、これまでの基礎自治体の枠組み
が変化しても、小さな単位での自治
のまちづくりを支えるメカニズムを
構築することにあると考えている。

今後、必ずや追い風が吹くであろ
う地域自治とは、その時代の身近な
暮らしを共有するあらゆる人たちに
よつて営まれる普遍的な行動である。

分権社会に必要な不可欠なその営み
を制定した甲良町まちづくり条例の
各条文を施策や仕組みとして具現化
することを求め、みんなで育てあげ
ることにより、地域自治の充実に
図つていきたい。

(甲良町長 山本日出男)

カプセルNOW&NEW

全世界に光ファイバー 福島県磐梯町

町は、町内全世界で高速インターネットやテレビ電話サービスが利用できる光ファイバー網の整備を行った。都市部との情報格差の是正を図り、誰もが平等に社会参加の機会や情報を手でできる仕組みを構築することで、交流による自立のまちづくりをめざすのがねらい。8300万円の事業費で整備したもので、全世界での光ファイバー網敷設は全国自治体でも初の試みではないかとみられている。

具体的には、町全域を東西全長38km(町28km、N T T 10km)にわたり光ファイバーを敷設し、通信速度を1Gbpsに高めた最新のIT技術を活用した超高速ネットワークの基盤を構築。回線は町からN T T東日本へ貸し出し、町民や企業はプロバイダ契約を結ぶことでN T TのBレッツサービスの提供が受けられる。

町内全域にわたる高速情報ネットワーク基盤が整備されたことで、町は医療・保健・福祉等に関する情報提供や相談サービス、地域の防災情報の提供サービス、インターネット活用と情報化教育など、「地域住民の生活に密着した情報化の実現」へ向けた取り組みを進めていく。

磐梯町地域振興課

0242(74)1211

新しい施策への取り組み

「シユタイナー学園」 神奈川県藤野町

芸術による町おこしを推進している町は、欧米でも評価の高い芸術的手法による教育活動「シユタイナー教育」を実践しているNPO法人東京シユタイナーシユレ(三鷹市)を誘致し、4月13日に学校法人「シユタイナー学園」を開校した。

シユタイナーシユレは、オーストラリア生まれの哲学者ルドルフ・シユタイナーがドイツで始めた学校で、世界で900校以上が開校している。シユタイナーの教育理念に基づき、あらゆる授業に芸術を取り入れているのが特徴。日本では学習指導要領に合致しないため、無認可かNPO法人による開設にとどまっていた。

町は校舎として利用できる廃校を探していた同NPO法人の問い合わせに応じ、教育課程の弾力化や校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置が可能となる特区を申請し認定されたことから開設されたもので、芸術性の高い特色あるカリキュラムで1年・9年の小中一貫教育(1クラス26人×9学年の定員234人)を実施していく。町は、特色ある教育活動や地域の芸術活動の活発化などを通じ地域活性化を図っていく。

藤野町企画課

0426(87)2111

「朝ごはん条例」を 石川県宝達志水町

3月1日に合併した町は、健康づくりへ向けた環境整備の一環として、旧押水町が今年1月1日に施行した朝「ごはん条例」を引き継ぎ、新町名で施行した。米文化の継承を通して正しい食習慣や健康増進を図っていくのが目的。

条例では、町民、関係機関、関係団体が「一丸となって朝ごはん運動を推進する」とし、「ごはんを中心とした食生活の改善、早寝、早起き運動の推進、安全及び安心な農産物の供給、町で生産された農産物の当該地域内における消費(地産地消)、食育推進の教化、米文化の継承」の6つの基本方針を掲げている。

町は基本方針に基づいてそれぞれガイドラインを策定し、実施計画を立てて運動を推進していく。主な事業としては、小学校での食育教育充実のための食堂の整備、早寝・早起き運動による規則正しい生活の呼びかけ、安全で安心な食品選択のための情報提供、学校給食での地産の米・野菜などの活用、米食文化継承のための米料理の普及、などが考えられている。同趣旨の条例は、青森県鶴田町に続き、全国で2例目に当たる。

宝達志水町健康福祉課

0767(28)5526

カプセルNOW&NEW

タラソテラピー施設 鹿児島県和泊町

心と身体の癒しの島づくりを進めている町は、4月1日にタラソテラピーを導入した「テルムマランタラソおきのえらぶ」をオープンさせた。タラソテラピーとは、海洋性気候の作用の中で海水・海藻・海泥等を用いて自らの自然治癒能力を高める自然療法で、健康増進療法として注目されている。

施設はRC平屋建て約2290平方m。薬草プール、トレーニングルーム、トリートメント施設などを備える。セラピストを配置し、健康診断やカウンセリングなどを行った上で利用者の目的や疾病に応じたプログラムメニューを作成し、それに基づき健康づくり運動などに取り組んでもらう。また、海草バツク、パンジエ等ビュティイ面も充実しており、花、ミカン、ゲットウなど地元の資源を利用したアロマも楽しめ、五感に響く仕組みになっている。

利用料金は、プール等の一般利用(ビジター)1日1000円、会員利用月間5000円・年間5万円など。町が50%出資する第三セクター(株)えらぶ海洋企画が管理運営。町は沖永良部の新たな観光拠点として年間7万人の利用者を見込んでいる。

和泊町企画課

0997(92)1111

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

秋田県町村会は6月3日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(6月10日付就任)

秋田県町村会長
南秋田郡井川町長

齋藤 正寧
さいとう まさやす

昭和17年3月21日生



【住所】秋田県南秋田郡井川町赤沢字赤沢150番地

【町長に当選するまでの経歴】 昭和39年秋田魁新報社 46年秋田県議会議員 54年井川町長

【町長としての当選回数】 7回

【町村会関係の経歴】 昭和58年秋田県町村会監査委員 平成元年南秋田郡町村会長 5年秋田県町村会副会長

【主な業績】 上水道浄化施設完成 身体療護施設「桐ヶ丘療護園」開園

JR井川さくら駅開業、周辺整備事業、さくら団地造成及び町営住宅建設事業実施 幼保一体保育実施のための井川町子どもセンター開設 日本国花苑で全国さくらシンポジウム開催

【趣味】 山歩き

【家族】 妻・母・妹

山形県町村会は5月20日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(5月20日付就任)

山形県町村会長
最上郡真室川町長

松澤 直太郎
まつざわ なおたろう

昭和8年2月4日生



【住所】山形県最上郡真室川町大字平岡89番地

【町長に当選するまでの経歴】 昭和27山形県連合青年団副団長 30年衆議院議員秘書 47年真室川町長

【町長としての当選回数】 6回

【町村会関係の経歴】 平成10年山形県最上地方町村会副会長 16年山形県町村会副会長

【主な業績】 ヘルスケアセンター「まむろ川オープン」まむろ川温泉梅里苑宿泊棟・コテージ・直売所オープン 森林トロッコ列車運行開始 真室川防災センター・ふれあいセンター 安楽城竣工 森の停車場オープン

町情報センターオープン

【趣味】 スポーツ(柔道5段)・読書・釣り

【家族】 妻・子供夫婦・孫

鳥取県町村会は2月23日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

(4月1日付就任)

鳥取県町村会長
西伯郡南部町長

坂本 昭文
さかもと あきふみ

昭和24年3月6日生



【住所】鳥取県西伯郡南部町下中谷1524番地

【町長に当選するまでの経歴】 昭和49年西伯町役場職員 平成7年西伯町長

【町長としての当選回数】 4回

【町村会関係の経歴】 平成15年西部町村会長 16年鳥取県町村会副会長

【主な業績】 国際環境規格ISO14001認証取得 介護保険推進全国サミット開催 住民参画のまちづくり、西伯いきいきまちづくりの会(百人委員会) 自治大臣表彰を受章

住民参画型ミニ市場公募債発行 公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽整備事業の推進 企業誘致の推進

【趣味】 バイクツーリング・読書・錦鯉の飼育

【家族】 妻・長男・母

広島県町村会は4月20日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

(4月20日付就任)

広島県町村会長
山県郡安芸太田町長

佐々木 清蔵
ささき せいぞう

昭和20年2月15日生



【住所】広島県山県郡安芸太田町大字加計799番地1

【町長に当選するまでの経歴】 昭和44年国会議員秘書 59年印刷会社専務取締役 平成3年加計町長

【町長としての当選回数】 5回

【町村会関係の経歴】 平成15年広島県町村会監事

【主な業績】 下水処理施設、殿賀地区農業集落排水事業の実施 保健福祉総合施設「あんしん」の開設 修道活性化センターの開設 ポツクルくらだおクリーンセンターの開設 杉の泊ホビーフィールドの開設

国民体育大会(バレーボール)の開催 温井タムの完成 川・森・文化・交流センターの開設 国道191号戸内・加計バイパスの開通 デマンドバス「あなたく」の運行

【趣味】 ゴルフ・読書

【家族】 妻・子

随 想

■日本一の産地をめざして！



岩手県 浄法寺町 市長 清川 明 彬

随 想

昨年の秋、葉たばこ耕作農家にとつて天敵である台風に見舞われた。日本一の耕作面積（4百ヘク

タール）を誇るパーレー種の生産農家は、一様に対応でおおわらわらとなった。乾燥中のビニールハウスが強風で倒壊し、長雨は、乾燥中の葉にカビをまねき、根気を要するカビの除去作業を余儀なくされた。葉たばこは、雪解けの播種から、冬場の売渡しまでの作業の中で、刈り取り後の乾燥技術で製品としての評価が決まるのである。

ハウスの中は、常に温度や湿度の管理が重要で、手抜きをすると売渡しの時に等級判定と販売金額に直に影響を及ぼすので、カビ取り作業は大変である。葉のカビ部分に焼酎をつけ、歯ブラシで念入りに擦り取っていくしかない。作

20億円の目標を達成して



業場は一転、酒場程の匂いが充満し、飲んだように酔うのである。 “風が吹けば桶屋が儲かる” という話があるが、“台風長雨は酒屋が儲かる”ことになる。 たばこの歴史、伝来には非常に興味があるが、古来より諸説紛々であり、早くはポルトガル人が木綿たばこの種子を大友宗麟に送ったという説もある。

又、九州に渡来したポルトガル船の影響もあつて、その後九州一円に栽培が広まり、鹿児島県薩摩半島の指宿では、国分村に慶長11年に試作として10アール栽培したのが始まりで、鹿児島島の銘葉、国分のたばこの起源になっていると云う。

本県のタバコの歴史も、慶長年間まで遡ると云われ、当町では昭和30年に導入し、10・5ヘクタールを104人の耕作者で耕し、売上げは378万円からスタートをした。

以来順調に面積が拡大され、売上げが伸びてきたが、昭和60年に90年続いた専売制度から民営への歴史的改革を迎えた。公社から日本たばこ産業株式会社として、意

識改革の下に合理化と新たな事業に活路を見出す為に出発したのだが、日本たばこ産業の合理化は生産調整にまで及び、平成元年には501人の耕作者が426人となり、耕作面積も448ヘクタールから330ヘクタールへと一気に廃作・減反が実施され、町の基幹産業を根底から揺るがしたのである。しかし、適地適作はもとより、耕作者の忍耐力と、意識や技術の改革により、平成4年には耕作者394人、耕作面積も332ヘクタールで、売上高も19億5千8百万円と、いよいよ夢の20億円達成が目前に來たのである。

全国的に高齢化社会を迎え、農業後継者が育たないことや価格の低迷は、全国でも屈指の産地である福島県を大きく揺さぶり、不動の地位を明け渡す事態に発展、岩手が日本一の座についていたのである。

町の農業生産高40億円の50%である葉たばこは単年作であり、真面目に良質葉を生産すれば、これ以上のよい換金作物は今のところ見当たらない。

しかし、近年、歴史ある“たば

随 想

みちのく古刹天台寺



天台寺住職 瀬戸内寂聴師



こゝも環境や健康面で大きく取り上げられ、国の『健康にっぽん21プラン』に準じて策定された平成13年の『健康いわて21プラン』は、一大産地の農家にとって大問題となった。県内の成人喫煙率の目標数値を20%以下にするというもので、生産者にとっては死活問題ともなった。県内最大の産地を代表し、当時県保健福祉部長に数値目標について撤回を求めた。健康増進と産業保護、農業振興のはざまで大議論となったのである。

人口5千3百人弱の町の経済を支える葉たばこは、平成16年度は日本一の売上げと20億円達成を目

標に、生産性の向上、コストの低減等一丸となって経営努力をしたが、惜しくも売上げ日本一は青森県三戸町に譲った。しかし、2年連続で20億円達成を果たした。また今年も、昭和30年に葉たばこを導入して50年が経ち、同時に町制施行65周年を迎えることとなった。

来年1月1日に隣の二戸市と合併になることから、町として6月に盛大に記念式典を開催した。今後は安定経営を目指して、若者に自信を持って引き継ぎ、名実とも日本一の産地づくりをしていきたいと考えている。

都道府県別市町村数

(平成17年7月1日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	150	23	173	34	207	富山県	9	2	11	10	21	岡山県	18	2	20	14	34
青森県	27	11	38	9	47	石川県	12	0	12	10	22	広島県	13	0	13	15	28
岩手県	28	15	43	13	56	福井県	16	4	20	8	28	山口県	19	1	20	13	33
宮城県	31	1	32	13	45	長野県	30	54	84	18	102	徳島県	25	3	28	7	35
秋田県	22	7	29	11	40	岐阜県	23	2	25	21	46	香川県	28	0	28	7	35
山形県	26	4	30	13	43	静岡県	23	0	23	22	45	愛媛県	12	0	12	11	23
福島県	47	25	72	11	83	愛知県	36	6	42	32	74	高知県	26	12	38	9	47
茨城県	27	9	36	26	62	三重県	26	6	32	15	47	福岡県	53	6	59	26	85
栃木県	29	2	31	13	44	滋賀県	20	0	20	13	33	佐賀県	23	4	27	8	35
群馬県	27	18	45	11	56	京都府	24	1	25	13	38	長崎県	33	1	34	11	45
埼玉県	39	6	45	40	85	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	43	11	54	14	68
千葉県	36	5	41	33	74	兵庫県	32	0	32	28	60	大分県	11	2	13	12	25
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	18	15	33	11	44	宮崎県	28	7	35	9	44
神奈川県	17	1	18	19	37	和歌山県	32	2	34	7	41	鹿児島県	51	5	56	16	72
山梨県	16	10	26	12	38	鳥取県	15	1	16	4	20	沖縄県	15	24	39	10	49
新潟県	17	8	25	20	45	島根県	18	3	21	8	29	合 計	1,285	328	1,613	739	2,352

政策リーダー

政策リーダー

国民健康保険制度調整交付金ガイドラインまとまる 厚生労働省

厚生労働省は6月17日付で、都道府県調整交付金ガイドラインを、都道府県知事あてに通知した。

ガイドラインでは、国の役割を、全国レベルでの医療費や所得等の格差調整、災害等による保険料減免や地域的な特殊事情による特定の地域での給付費増など全国レベルでの調整が望ましいもの、医療費の適正化に効果的な保険事業の手法開発など、国の施策を推進する取組に交付すると位置付けている。

また一方、都道府県の役割を、都道府県レベルで行うべき医療費や所得等の格差の調整、災害等により国が調整する場合におけるよりきめ細かな調整、地域の実情に合った、市町村の国保財政安定のために必要な取組（保健事業の推進等を通じた医療費の適正化や、安定した運営確保のための保健運営の広域化等）等に対し交付する、といった役割分担を担い、2つの性格の交付金（A、一定の算式により算出するもの、B、地域の特事情にに応じた調整をするもの）を交付する。

都道府県調整交付金については、各都道府県がそれぞれの状況に応じて、条例で自主的・主体的に決めることが前提であるが、調整交付金の配分方法の決定にあたっては、都道府県内市町村との間で協議の場を設け、市町村の意見を踏まえ検討することが求められるとしている。

平成17年版地方財政白書を公表

総務省は6月22日、平成15年度の地方財政状況について取りまとめた、平成17年版「地方財政の状況」（白書）を公表した。

これによると、政府支出に占める地方の歳出は、国の歳出55兆8、510億円（38・0％）に対し、91兆3、006億円（62・0％）となっており、中央政府と地方政府の国内総支出は、中央の21兆6、205億円（4・3％）に対し、地方の62兆862億円（12・4％）と約3倍となっている。

また、歳入をみると、地方税…32兆6、657億円（前年度比2・1％減）、地方譲与税…6、940億円（同9・4％増）、地方特例交付金…1兆62億円（同11・4％増）、地方交付税…18兆693億円（同7・5％減）、国庫支出金…13兆605億円（同0・3％減）、地方債…13兆7、894億円（同3・5％増）となっているのに対し、歳出は、義務的経費…46兆1、221億円（同0・1％減）、うち、人件費25兆9、323億円（同1・8％減）、扶助費7兆349億円（同4・3％増）、公債費13兆1、549億円（同0・9％増）、投資的経費…18兆5、708億円（同12・4％減）、その他経費…27兆8、890億円（同1・5％増）となっている。

なお、地方債残高は13兆8980億円（前年度末比3・0％増）となっており、将来に亘る実質的な財政負担は、地方債残高の増加、積立金現在高の減少等により136兆8、064億円（同3・4％増）となっている。

食育基本法が成立

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することを目的とした食育基本法が、このほど、国会で可決、成立した。同法に基づき、家庭や学校、地域が主体となって、乱れた食生活の改善や、失われつつある伝統的な食文化の復活等に取り組む。

同法では、食育の推進について、国、地方公共団体のほか、関係者の責務を定めており、国は内閣府に首相を会長とし、関係閣僚と民間有識者で構成する「食育推進会議」を設置するとともに、施策の基本的な方針や目標等を定めた「食育推進基本計画」を作成する。また、都道府県や市町村にも、食育推進計画の作成に努めるよう求めている。

また、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、次の事項について規定している。教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等を含めた全国的な食育推進運動の展開、家庭、学校、保育所等における食育の推進、地域における普及・啓発活動や食生活改善の取組み、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、食品の安全性、食生活等に関する調査研究、情報提供。

なお、同法は7月中旬までに施行、食育推進会議を設け、基本計画の検討を開始する。